

議第60号 呉市農業委員会の委員に占める認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについて

1 趣旨

市長が議会の同意を得て任命することとされた農業委員会の委員（以下「農業委員」といいます。）は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第5項の規定により、原則として農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定する認定農業者（※1）又は認定農業者である法人の業務を執行する役員若しくは使用人（以下「認定農業者等」といいます。）が農業委員の過半数を占めることとされています。

次期農業委員について候補者の選定を進めていますが、認定農業者等が6名で農業委員の定数19名の過半数に満たず、認定農業者等に準ずる者（※2）1名を含めてもなお農業委員の定数の過半数を占めることができないため、過半数要件の例外を適用し、認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者を農業委員の少なくとも4分の1とすることについて、農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

※1 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が農業経営の目標（農業経営改善計画）を作成し、地域における農業の担い手として市町村が当該計画を認定した農業者です。認定農業者に対しては国、県等から重点的に支援措置が講じられます。

※2 認定農業者等に準ずる者

以前に認定農業者であった者や認定農業者の事業に従事しその経営に参画する当該認定農業者の親族など農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号イからヌまでに掲げる者をいいます。

2 認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者以外の候補者について

認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者以外の農業委員については、農業委員会等に関する法律第8条第6項の規定により農業委員に含むようにしなければならない「農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者」のほか、農業委員の職務を適切に遂行できるよう、農業委員の経験者や農業者が組織する農業団体から推薦された者など、農業に関する豊富な経験や識見を有した者を候補者とします。